

## 指定介護サービス事業所等 実地指導の結果（町田市）

（2021年4月から2022年3月まで）

2022年8月18日現在

実地指導は、サービスを提供する事業所が法令等で定める基準を満たしているかについて確認し、満たしていない部分について改善を求めるために行っています。

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
5月18日	福祉開発研究センター	特定非営利活動法人 福祉開発研究センター	居宅介護支援	主治の医師等の意見を求めた上で居宅サービス計画に医療サービスを位置付けた場合は、居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。	改善済
				福祉用具貸与を居宅サービス計画へ位置付けた場合には、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証すること。	改善済
5月20日	居宅介護支援 光介護サービス	有限会社 光 介護サービス	居宅介護支援	なし	-
5月25日	合掌苑 第2 居宅介護支援 事業所	社会福祉法人 合掌苑	居宅介護支援	なし	-
5月27日	ハートケアプ ラン	ハートショッ プ株式会社	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業所ごとに勤務表を作成すること。	改善済
6月1日	居宅介護支援 事業所 わ	わ カンパ ニー合同会社	居宅介護支援	なし	-
6月3日	きららケアマ ネセンター	有限会社G	居宅介護支援	アセスメントは、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での課題を、課題分析標準項目により把握すること。	改善済
6月10日	グッドサポ ートふくいん 鶴川	社会福祉法人 福音会	居宅介護支援	なし	-
6月15日	みんなの訪問 看護リハビリ ステーション 木曾	株式会社モリ モリ	居宅介護支援	なし	-
6月17日	かたくり町田 木曾	ALSOK介護 株式会社	居宅介護支援	なし	-
6月29日	ヘルパーズ テーションめ ぐみ	株式会社ライ フサポートめ ぐみ	訪問介護	訪問介護計画の実施状況の把握を行っていない事例が見受けられたので是正すること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
7月1日	コネクトケア町田	株式会社コネクトケア・アンド・パートナーズ	訪問介護	なし	-
7月6日	にじいろプラン 居宅介護支援	T&j合同会社	居宅介護支援	指定居宅サービス事業者等の担当者に対して個別サービス計画の提出を求めること。	改善済
7月6日	にじいろプラン 訪問介護	T&j合同会社	訪問介護	訪問介護費の算定（サービス内容及び回数）に誤りがあるので是正すること。	改善済
7月8日	ニチイケアセンター町田	株式会社ニチイ学館	居宅介護支援	利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、主治の医師等の意見を求め、当該主治の医師等に居宅サービス計画を交付すること。	改善済
7月8日	ニチイケアセンター町田	株式会社ニチイ学館	訪問介護	なし	-
7月15日	デイサービス森野	株式会社風の風	地域密着型通所介護	個別機能訓練加算（I）ロの算定に当たり、個別機能訓練実施者等に関する事項を記録すること。	改善済
7月20日	デイサービスかたくりの里大蔵	ALSOK介護株式会社	地域密着型通所介護	なし	-
7月29日	デイサービスばんば	医療法人社団愛友会	通所介護	なし	-
8月3日	すてきな介護ケアマネジメント	一般社団法人ロコモラボラトリー	居宅介護支援	利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、主治の医師等の意見を求め、主治の医師等の意見を求めた上で居宅サービス計画に医療サービスを位置付けた場合は、当該主治の医師等に居宅サービス計画を交付すること。	改善済
				サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書で得ること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
8月3日	すてきな介護町田湯の華	一般社団法人 ロコモラボラトリー	地域密着型 通所介護	避難、救出その他必要な訓練を行うこと。	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済
				個別機能訓練加算の算定に際しては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等から、直接機能訓練の提供を受けた利用者のみ、加算を算定すること。	改善済
8月5日	居宅介護支援事業所 町田誠心園	社会福祉法人 三光会	居宅介護支援	なし	-
8月5日	デイサービスセンター 町田誠心園	社会福祉法人 三光会	地域密着型 通所介護	地域密着型通所介護費の算定（サービス内容及び回数）に誤りがあるので是正すること。	改善済
8月26日	グランハート悠々園	社会福祉法人 悠々会	介護老人福祉施設	看取り介護加算の算定に誤りがあるので是正すること。	改善済
				看取り介護加算に係る入所者等に対する随時の説明をする際は、入所者に関する記録を活用した説明資料を作成し、その写しを提供すること。	改善済
8月31日	特別養護老人ホーム 悠々園	社会福祉法人 悠々会	介護老人福祉施設	指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。	改善済
9月7日	福祉協会居宅介護支援事業所	社会福祉法人 町田市福祉サービス協会	居宅介護支援	利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、主治の医師等の意見を求めること。	改善済
9月7日	デイサービス コモンズ	社会福祉法人 町田市福祉サービス協会	地域密着型 通所介護	なし	-
9月10日	デイサービス ふれあいルーム	医療法人社団 芙蓉会	認知症対応型 通所介護	なし	-
9月16日	おりづる苑 せりがや	社会福祉法人 町田市福祉サービス協会	認知症対応型 通所介護	入浴介助加算について適正に算定すること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
9月30日	みぎわホーム	社会福祉法人南町田ちいろば会	介護老人福祉施設	指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。	改善済
10月5日	桜実会	特定非営利活動法人桜実会	居宅介護支援	なし	-
10月5日	桜実会デイサービス玉川学園 くつろぎ	特定非営利活動法人桜実会	認知症対応型通所介護	生活相談員を必要数配置していない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
				認知症対応型通所介護を提供した際に、提供したサービスの具体的な内容を記録していない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
				届出事項に変更があったときは、10日以内に届け出ること。	改善済
				個別機能訓練加算（I）について適正に算定すること。	改善済
10月7日	ケアステーション もみじのて	有限会社メイプルハンド	居宅介護支援	なし	-
10月7日	デイサービスもみじのて野津田	有限会社メイプルハンド	認知症対応型通所介護	なし	-
10月12日	サルビア指定居宅介護支援事業所	社会福祉法人東京援護協会	居宅介護支援	なし	-
10月12日	サルビアデイケアセンター	社会福祉法人東京援護協会	認知症対応型通所介護	なし	-
10月20日	ケアセンター成瀬・暖家	社会福祉法人創和会	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	昼間について、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置していない時間帯があったので是正すること。	改善済
				看取り介護加算に係る入所者等に対する随時の説明をする際は、入所者に関する記録を活用した説明資料を作成し、その写しを提供すること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
10月28日	デイサービスレガメ町田	社会福祉法人泰政会	通所介護	通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うこと。	改善済
				通所介護従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保すること。	改善済
				非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知すること。	改善済
11月9日	グループホームレガメ南大谷	社会福祉法人泰政会	認知症対応型共同生活介護	避難、救出その他必要な訓練を行うこと。	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済
11月16日	グループホーム小山ヶ丘	医療法人社団愛友会	認知症対応型共同生活介護	介護従業者を必要数配置していない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
				身体的拘束等の適正化のための指針の内容が不十分であったため是正すること。	改善済
				避難、救出その他必要な訓練を行うこと。	改善済
				苦情の内容等を記録し、サービスの質の向上に向けた取組を行うこと。	改善済
11月18日	南町田介護支援センターペンギン	社会医療法人社団 正志会	居宅介護支援	なし	-
11月25日	いこいの郷 花梨・南大谷	社会福祉法人永寿会	認知症対応型共同生活介護	なし	-
11月30日	ケアプランセンターぴあの	医療法人社団 永生会	居宅介護支援	なし	-
12月2日	愛の家グループホーム町田南成瀬	メディカル・ケア・サービス株式会社	認知症対応型共同生活介護	なし	-
12月9日	居宅介護支援事業所ぬくもりの園	社会福祉法人嘉祥会	居宅介護支援	居宅サービス計画の作成に当たり、アセスメント（解決すべき課題の把握）の結果の記録を行っていない事例が見受けられたので是正すること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
12月16日	せりがや訪問看護ステーション	医療法人社団せりがや会	居宅介護支援	なし	-
12月21日	敬愛クリニック在宅相談室	医療法人社団天恵会	居宅介護支援	なし	-
12月23日	スマイル介護相談所 本町田	株式会社スマイル	居宅介護支援	居宅サービス計画の作成に当たり、アセスメント（解決すべき課題の把握）を実施していない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
				サービス担当者会議の要点又は担当者への照会内容を記録すること。	改善済
				入院時情報連携加算の算定に際しては、情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について居宅サービス計画等に記録すること。	改善済
1月13日	株式会社トーカイ 町田支店	株式会社トーカイ	福祉用具貸与	居宅サービス計画の内容に沿った福祉用具貸与計画の作成及びサービスの提供をすること。	改善済
				利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて福祉用具貸与計画を作成すること。	改善済
				福祉用具の保管又は消毒の業務を他の事業者に行わせる場合、委託契約等において必要事項を文書により取り決めること。また、その業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録すること。	改善済
1月13日	株式会社トーカイ 町田支店	株式会社トーカイ	特定福祉用具販売	居宅サービス計画の内容に沿った特定福祉用具販売計画の作成及びサービスの提供をすること。	改善済
1月18日	ハートショップ	ハートショップ株式会社	福祉用具貸与	運営規程の内容が不十分であるので是正すること。	改善済
1月18日	ハートショップ	ハートショップ株式会社	特定福祉用具販売	なし	-



実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
1月20日	イノベーションオブメディカルサービス町田営業所	株式会社イノベーションオブメディカルサービス	福祉用具貸与	福祉用具貸与計画を作成すること。	改善済
				運営規程の内容が不十分であるので是正すること。	改善済
				福祉用具の保管又は消毒の業務を他の事業者に行わせる場合、委託契約等において必要事項を文書により取り決めること。また、その業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録すること。	改善済
1月20日	イノベーションオブメディカルサービス町田営業所	株式会社イノベーションオブメディカルサービス	特定福祉用具販売	なし	-
1月25日	すいかケア	合同会社TOYO	居宅介護支援	居宅サービス計画の作成に当たり、アセスメント（解決すべき課題の把握）の結果の記録を行っていない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
				居宅サービス計画の変更に当たって不備があるので是正すること。	改善済
				利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、主治の医師等の意見を求めること。	改善済
				指定居宅介護支援事業所ごとに勤務表を作成すること。	改善済
				従業者であった者が、業務上知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じること。	改善済
				特定事業所集中減算の判定に係る書類を作成し、保存すること。	改善済
2月3日	鶴川第1高齢者支援センター	社会福祉法人賛育会	介護予防支援	なし	-
2月7日	鶴川第2高齢者支援センター	社会福祉法人悠々会	介護予防支援	利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、主治の医師又は歯科医師の意見を求めること。	改善済
2月14日	居宅介護支援センターかりん・町田	社会福祉法人永寿会	居宅介護支援	なし	-

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
2月17日	合掌苑	社会福祉法人合掌苑	居宅介護支援	なし	-
2月17日	南第2高齢者支援センター	社会福祉法人合掌苑	介護予防支援	なし	-
3月3日	忠生第2高齢者支援センター	社会福祉法人福音会	介護予防支援	指定介護予防サービス事業者等の担当者に対して個別サービス計画の提出を求めること。	改善済
3月9日	小山田介護センター	社会福祉法人町田市福祉サービス協会	居宅介護支援	なし	-
3月9日	忠生第1高齢者支援センター	社会福祉法人町田市福祉サービス協会	介護予防支援	なし	-
3月14日	南第3高齢者支援センター	社会福祉法人正吉福社会	介護予防支援	なし	-
3月17日	高橋さわやかヘルパーステーション	株式会社高橋居宅介護支援事業所	訪問介護	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供すること。	改善済
				指定訪問介護を提供した際には、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録すること。	改善済
				訪問介護計画の作成に当たっては、アセスメントを実施し、具体的なサービス内容等の必要事項を記載すること。	改善済
				訪問介護計画が居宅サービス計画の内容に沿って作成されていない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
				訪問介護計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、当該計画を利用者に交付すること。	改善済
				訪問介護計画の実施状況や評価について、利用者又はその家族に説明を行うとともに、必要に応じて当該計画の変更を行うこと。	改善済
				苦情の内容等を記録し、サービスの質の向上に向けた取組を行うこと。	改善済
				介護報酬の請求に当たっては、適正な区分で請求を行うこと。	改善済



実地指導は、指導担当職員が事業所を訪問して実施することを基本としていますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る観点から、緊急事態宣言期間中の指導は原則として事前に必要書類を確認し、市庁舎会議室で事業所担当者にヒアリングを行う形式で実施しました。

なお、実地指導の方法や確認内容については、町田市ホームページ「指定介護サービス事業所等に対する指導等について」をご覧ください。

[掲載場所]

町田市ホームページ>医療・福祉>地域福祉>福祉サービス事業所等（介護・障がい・保育）に対する指導等）>指定介護サービス事業所等に対する指導等について

【お問い合わせ】

町田市地域福祉部指導監査課

電話：042-724-4078 FAX：050-3085-0996